

# 『初等教育カリキュラム研究』刊行規程

平成 24 年 4 月 26 日制定  
令和 3 年 1 月 10 日改訂

## 第 1 編集委員会

- (1)『初等教育カリキュラム研究』（以下、本誌とする）の編集は、会長が正会員から委嘱した委員若干名により構成された編集委員会が行う。委員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。
- (2)編集委員会は、審議を経て審査委員を委嘱する。

## 第 2 刊行回数および配布先

本誌は、原則として年 1 回刊行する。配布先の詳細については編集委員会において定める。

## 第 3 内 容

- (1)本誌は、初等教育カリキュラムに関する研究論文・実践論文・研究ノート・実践ノート等を掲載するものとする。このうち、研究論文は、新しい価値のある結論を含み、初等教育カリキュラムの向上と発展に資するものである。また、実践論文は、初等教育等における目標と指導計画の提案、教材・指導法・評価の工夫や改善等、教育実践の向上と発展に資する学術的な根拠を伴ったものである。研究ノート・実践ノートは、研究論文・実践論文に該当するような内容ではないが、公表することによって初等教育等の研究・実践に資すると認められたものである。
- (2)研究論文・実践論文・研究ノート・実践ノート等は、未発表のものに限る（ただし、口頭発表はこの限りではない）。
- (3)研究論文・実践論文・研究ノート・実践ノート以外の内容は、編集委員会が決定する。

## 第 4 投稿資格

- (1)本誌に投稿できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - ① 初等教育カリキュラム学会の会員
  - ② その他編集委員会が特に認めた者
- (2)執筆者は、全員が初等教育カリキュラム学会の会員に限る。
- (3)連名で投稿する場合、筆頭執筆者が全ての責任を負うこととする。

## 第 5 投稿編数および経費の負担

- (1)投稿編数は、原則として 1 人につき単独投稿、連名投稿各 1 編までとする。  
ただし、連名投稿のみの場合は、原則として 2 編までとする。なお、編集委員会が依頼したものは、この投稿編数に含めない。
- (2)刷り上がりの研究論文・実践論文・研究ノート・実践ノート等のページ数が、10 ページを超える場合の経費は、投稿者の負担とする。
- (3)カラー印刷等、特別の経費を必要とする場合は、投稿者の負担とする。

## 第 6 投稿手続き

研究論文・実践論文・研究ノート・実践ノート等の原稿は、編集委員会が定める期日までに完全原稿として、編集委員会に提出する。提出後の加筆・修正は、原則として認めない。

## 第 7 原稿執筆要領

投稿原稿は、別に定める『『初等教育カリキュラム研究』執筆要項』に従って執筆されなければならない。この要項に従わない原稿は、原則として受理しない。

## 第8 研究論文・実践論文・研究ノート・実践ノート等の審査手続き

投稿された研究論文・実践論文・研究ノート・実践ノート等は，編集委員会において審査され，掲載が妥当であると判断されたものが受理・採択される。

## 第9 著作権

- (1)本誌に掲載された研究論文・実践論文・研究ノート・実践ノート等の著作権は，初等教育カリキュラム学会に属する。
- (2)著作者が自らの著作物を利用するときは，初等教育カリキュラム学会として何ら制約しない。
- (3)本誌に掲載された研究論文・実践論文・研究ノート・実践ノート等は，広島大学の学術情報リポジトリで公開する。

## 第10 雑則

- (1)この規程の施行に関して必要な事項は，編集委員会が別に定める。
- (2)この規程の改訂は，編集委員会で審議し，初等教育カリキュラム学会総会の承認を得るものとする。

## 附則

- この規程は，平成24年4月26日から施行する。
- この規程は，平成24年11月1日から施行する。
- この規程は，平成26年5月29日から施行する。
- この規程は，平成28年1月9日から施行する。
- この規程は，平成30年1月7日から施行する。
- この規程は，平成31年1月6日から施行する。
- この規程は，令和2年1月5日から施行する。
- この規程は，令和3年1月10日から施行する。